

○摂南大学大学発ベンチャー支援規定

2026年4月1日

学園366

(目的)

第1条 本規定は、摂南大学(以下「本学」という)における大学発ベンチャー企業(以下「大学発ベンチャー」という)の適正な支援を図るために必要な事項を定め、もって産学連携の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規定において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- イ 本学で達成された研究成果または習得した技術等に基づいて起業する法人。
- ロ 学校法人常翔学園発明規定第2条ニ号およびホ号に定める対象者(以下「対象者」という)が本学に所属する期間に行った発明等に基づく知的財産権を活用し起業する法人。
- ハ 対象者が設立者または設立に深く関与されるもので、本学における研究の成果を普及し、その活用を促進することに寄与する法人。
- ニ 対象者が退職、卒業または修了の後、3年以内に設立者として設立もしくは設立に深く関与されるもので、本学における研究の成果を普及し、その活用を促進することに寄与する法人。
- ホ その他上記以外の企業で学長が特に認めたもの。

(支援内容)

第3条 本学は、次に掲げるもののうち、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じ、第5条に定める支援条件に該当する場合、必要と認める次の各号の支援を行うものとする。

- イ 大学発ベンチャーの称号使用を認めること。なお、称号は「摂南大学発ベンチャー」を使用できるものとする。
- ロ 本学の施設を貸与すること。なお、当該施設については、登記上の所在地とすることが出来る。
- ハ 本学の研究設備等の利用を認めること。
- ニ 本学職員による相談その他の支援を行うこと。
- ホ 本学のホームページその他広報媒体において広報すること。

へ その他学長が必要と認めること。

(法人の責任)

第4条 大学発ベンチャーの称号を使用したことによって生じた損失および損害について、本学は、いかなる法的責任も負わないものとする。

(支援条件)

第5条 大学発ベンチャーの支援を受けようとするものは、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

イ 第2条に定める大学発ベンチャーの定義に該当していること。

ロ 事業内容等が公序良俗に反しないこと。

ハ 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等の恐れがないこと。

ニ 本学教職員が起業したものにあっては、学校法人常翔学園が定める関連規定およびこれに関連する法令等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること。

(支援手續)

第6条 大学発ベンチャー支援の決定については、研究支援・社会連携センター長の意見を聴いて、前条に基づき、学長がこれを行う。また、支援の決定を受けた大学発ベンチャー(以下「認定大学発ベンチャー」という)の代表者は、支援内容に応じて、本学の関係規則等に従い、その他の必要となる手續を行わなければならない。

(事業報告等)

第7条 学長は第5条に疑義が生じた場合、認定大学発ベンチャーの代表者に決算書の提出を求めることができる。

2 認定大学発ベンチャーの代表者または清算人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

イ 会社法に定める解散

ロ 破産法に定める破産宣告

ハ 民事再生法に定める再生手續

ニ 会社更生法に定める更生手續

ホ 不正競争防止法第21条および第22条に定める罰則が、裁判によって確定した場合

へ 株式、役員および登記上の所在地に変更が生じた場合

(認定期間)

第8条 認定大学発ベンチャーの認定期間は、当該法人の設立日から起算して3年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、5年を限度として延長することができる。
- 3 認定大学発ベンチャーの代表者は前項の規定に基づき延長を希望する場合、認定期間満了の6か月前までに所定の様式により学長に申請しなければならない。

(支援内容の解除)

第9条 認定大学発ベンチャーの代表者は、第8条に定める認定期間内において、任意の様式により、支援内容の全部または一部の解除を申し出ることができる。

- 2 学長は、前項の申し出を受けたとき、その取扱いを決定するものとする。

(支援決定の取消し)

第10条 学長は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は支援の決定を取り消すことができる。

- イ 第7条第2項イ号からホ号のいずれかに該当することとなった場合
- ロ 第2条に定める大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- ハ 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- ニ 企業活動の実態がなくなった場合
- ホ その他認定大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないと学長が認め
た場合

(事務取扱)

第11条 大学発ベンチャー支援に関する事務は、研究支援・社会連携センターが行う。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は学長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2026年4月1日から施行する。
- 2 この規定の施行前に本学が認定した大学発ベンチャーについても、この規定を適用する。